平成３０年９月１８日

日本共産党港区議員団

大　滝　　　実　　様

いのくま　正　一　様

熊　田　　ちづ子　様

風　見　　利　男　様

　　港区長　　　武　井　　雅　昭

港区教育長　青　木　　康　平

熱中症に関する緊急対策の申し入れについて（回答）

　２０１８年８月９日付け熱中症に関する緊急対策の申し入れについて、別紙のとおり回答します。

１．６月27日の厚労省通知に該当する生活保護利用者に、その内容を周知徹底し、必要な対象世帯には可及的速やかにエアコンを設置すること。

**生活保護法による保護の実施要領の改正により、本年４月１日以降に保護を　開始した高齢者等のうち、対象となるのは２世帯であり、すでにエアコン購入　費用を支給しています。**

２．３月以前の生活保護利用者にも、エアコン設置を認めるよう、国に対し緊急

　の要望を行うこと。区として緊急事業として行うこと。

**区は、これまで熱中症予防に配慮を必要とする方がいる生活保護世帯へのエアコン購入費用の支給について、東京都を通じ、平成26年度から国に要望しています。**

**区として、今回の生活保護の実施要領の改正により、支給対象とならなかった世帯に対し、エアコンを設置する緊急事業は考えていませんが、社会福祉協議会の生活福祉資金が利用できることを改めて周知し、エアコンの設置を支援して　まいります。**

３．荒川区が行っている「酷暑から命を守る緊急対策」(65歳以上の高齢者世帯、障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者、要介護４以上の認定を受けている方がいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等への)エアコン設置助成事業を参考に、港区でも実施すること。

**区では、熱中症予防のために、区ホームページや広報みなと、緊急情報メール、防災行政無線、リーフレット等、さまざまな手段により注意喚起を行っています。**

**また、高齢者、障害者、就学前の子どもがいる世帯への窓口対応や家庭訪問の際には、エアコン設置のほか、修理や買い替え等の相談について、情報提供など丁寧に対応しています。**

**荒川区で実施したエアコン設置助成事業の取組については、その実態や効果等について情報収集をしてまいります。**

４．社会福祉協議会が行っている「生活福祉資金」を生活保護利用者がエアコンを設置する際の貸し付けがスムーズにすすむよう援助すること。

**エアコンのない生活保護世帯に対し、社会福祉協議会で実施している生活福祉資金の活用ができることをご案内しています。**

**引き続き、生活福祉資金の申請の際には、必要な書類作成等を支援するとともに、速やかに対応するよう、社会福祉協議会に依頼してまいります。**

５．生活保護利用者等の夏季のエアコン利用による電気代相当額を、港区独自の法外援護費として支援すること。

**電気代等の光熱水費については、生活保護の最低生活費として算定されているものであり、電気代相当額を法外援護として給付した場合、給付額と同額が生活保護費から減額されるために、区が給付することは困難です。**

**区は、夏季加算の新設について、東京都を通じ、引き続き国に要望してまいります。**

６．エアコン未設置の学校体育館には、早急にエアコンを設置すること。

**現在、エアコンが未設置の学校は、小学校で６校、中学校で１校です。**

**これらの学校体育館については、来年度から平成34年度までに大規模改修及び改築に合わせ設置していく計画となっていますが、この夏の猛暑を考慮し、　熱中症を予防するという観点で、今年の２学期から、未設置の学校については、冷風機や大型扇風機を配置しています。**

**併せて、エアコンの設置についても、計画の前倒しを視野に検討してまいります。**

**《元号に関する表記上の注意点》**

本回答時点では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」を使用しています。

**《元号に関する表記上の注意点》**

本回答時点では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」を使用しています。